



# 横浜南税務署からのお知らせ 申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和7年 2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日及び祝日を除く。(注)	横浜南税務署 ※公共交通機関をご利用ください。	横浜市金沢区 並木3-2-9	【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前9時15分～午後5時

(注) ただし、3月2日の日曜日は開場します。  
 ○混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。  
 ○当日、作成会場でも入場整理券を配付しますが、長時間お並びいただく場合があります。また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切るため、お並びいただいても入場整理券を取得できない場合があります。

**LINEで事前発行**

・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して取得できます。  
 ・当日並ばずに事前に取得できます。




**歴史雑感 2** 世取山 政勝

井伊直弼の銅像設置と除幕式 明治四十二年(一九〇九年)七月一日。開港五十年記念式典が予定されていた。僅か五十年で、東洋に冠たる大貿易港に躍進し、港都横浜として大発展を遂げた。これを言祝ぎ、官民挙つての記念行事が何日にも亘つてとり行われるとの事。しかしこの祝賀ムード一色の中、これらの行事が挙行されれば重大な結果を及ぼし兼ねない不安材料を内包していた。各国の代表者なども多数参列する式典に、もしそのような事態に陥れば、我々政府の顔は丸潰れ、絶対に避けなければならぬ事態である。しかし行政が表面だつてこれを止める行動に出ることが出来ない厄介窮まる事情がある。これは井伊直弼の銅像設置と除幕式の問題である。この像の建設は、旧彦根藩の元藩士及びその関係のみで設立したもので、この際、市の有力者や財界からの寄付協力の申し出が有つたと伝えられているが、彦根側はこれら申し出を丁寧に辞退した。何故なのか? 穿つた見方をすれば、行政が協力者などに圧

力をかけて、この銅像の制作、除幕式を中止を指示するのではないか、又そのようになれば、寄付協力者にも多大な迷惑がかかるのでは無いか等々付度・配慮によつて辞退したのである。まいかとも推察出来る。ここで確認をしておきたいが、井伊直弼はあの悪名高き「安政の大獄」を引き起こした張本人で、甚だ評判も芳しくない。だがしかし、直弼の命により、安政五年(一八五八年)六月十九日、日米修好通商条約が締結。これにより横浜開港となつたのは紛う方無き事実で、この事実を覆すことなど誰にも出来ない。さて、この問題の直弼の銅像は、記念式典直前の六月二十六日に竣工(出きあがつて)していた。彦根側は、記念式典に合わせて、式典終了後、銅像の除幕式を行う腹積もりであった。さて、何故旧彦根元藩士達やその他関係者達は、この銅像の建立に、他からの協力を拒否することに拘泥したのか? 頗る情緒的にみれば、大発展を遂げた港都横浜を、その基を築いて下さつた旧藩主、我らのお殿様に一目お見せしようと計画されたのか? そのようなこともあると思うが、一番の目的は、我殿様の負の遺産(強権政治・安政の大獄など)の払拭の為、そし



真つ赤にシオンなど3種類の花と指でキュッと磨くと艶が出て

て、旧彦根藩元藩士やその関係者達の積年の無念を晴らす為だつたと思うが、私の僻目であろうか?

**つづく**

## 支部だより

### 寿支部

フラワーアレンジメント教室

11月19日(火)、何年かぶりのアレレンジメント教室(一社)横浜南青色申告会にて15名の参加で行いました。鈴木部長の挨拶の後、赤峰先生のもと、早速お稽古に入りました。

お花の種類が多いのには皆様びっくりされていて、まずはオアシスを隠すようにゴットセンアナと言う葉を四方に入れ、薄紫色のバラ、黄色のガーベラ、トルコキキョウと続き、スプレーカーネーションなど3種類の花と指でキュッと磨くと艶が出て



変わつたかわいいうるし、竹串にさし花の間にシバをさして出来上がり、先生が一人ずつ見てくださり終了しました。皆様でお菓子をつまみながら、今度はおしゃべりに花が咲きました。他支部からも参加していただき、うれしそうにお花を持ち帰っていかれました。

コロナで止まつてしまつていたことが少しづつでも動き出し、これからは笑顔が見える企画が出来たら良いと思つています。皆様のご協力とご参加をよろしくお祈り致します。ありがとうございました。

上矢 真澄

# 決算個別指導会場を2月3日(月)より開設します

(おひとり45分程度、記帳(入力)方法の指導と記帳(入力)内容の確認はできません)

2月3日(月)より決算個別指導会場を青色申告会館2階に開設します。会場では、決算の仕方等の指導とe-Taxのサポートが受けられます。ご利用方法等は以下をご参照ください。なお、ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月21日(火)より開始します。

**会場** 一般社団法人 横浜南青色申告会  
 (市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分)  
 南区宿町2-44-6 ☎713-3111

**開設期間** 2月3日(月)から3月17日(月)  
 ※ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月21日(火)より。  
 ※土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、3月2日(日)は開場します。(日曜日は受入人数を縮小いたしますので極力平日にご利用ください。)

**受付時間** 午前8時45分より午後3時30分  
 (指導は午前9時より開始します。)  
 ※会場が混雑している場合、途中で受付を締め切ります。

**指導時間・ご利用方法** おひとり45分程度  
 指導は**受付順**で行いますので、会場に直接お越しください。  
 ※混雑等により待ち時間が長くなる場合がございます。

持参書類等は同封の「決算個別指導会」開催をご確認の上、忘れずにお持ちください!



- 遵守いただきたい事項**
- 1回の来所で45分以内に決算指導が終わるように準備をお願いします。
  - 指導時間内に終わらない場合は、翌日以降再度来所いただけます。
  - 記帳(入力)方法の指導と記帳(入力)内容の確認はできません。
  - 年末調整の指導を希望された場合、年末調整のみの指導となります。年末調整の指導は、年末調整指導会をご利用ください。(令和7年1月17日まで)
  - 待合スペースに限りがあるため、混雑した場合は、会館からの外出にご協力をお願いします。
  - 当会館に駐車場はございませんので、お車でのご来所はご遠慮ください。  
 ※e-Taxのサポートは令和6年11月までにOCRの申込みをされた方及びブルーリターンAご利用の方に限ります。  
 ※感染症対策のためマスクの着用にご協力をお願いします。  
 ※状況により、対応方法が変更になる場合がございます。

横浜市からのお知らせ

## 税証明の申請はオンライン申請が便利です

横浜市では24時間、いつでも・どこからでもオンラインで税証明を申請することができます。

- 区役所等窓口への来庁が**不要**
- 定額小為替や返信用封筒が**不要**

**大変便利なオンライン申請を是非ご利用ください!**  
 (横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。)

- 取得できる証明書**
- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
  - ・固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)
  - ・納税証明書

**申請ページ**  
 個人の方はスマートフォンから。法人の方はパソコンからご申請ください。  
 横浜市 税証明 オンライン申請

- 申請できる方**
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)を所有する個人
  - ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人

## 消費税の課税事業者の方へ

**インボイスの登録をされた方も必ずご確認ください。**

消費税の決算指導は3月31日(月)までとなります。(未払消費税を計上されている方を除く)。期限間近になりますと混雑が予想されますので、時間に余裕をもってご来所ください。なお、指導時間の都合上、所得税の決算指導と同時にできない場合もございますのでご了承ください。

## 会員の皆様へお願い

- 以下の件については税務署にご相談ください。

● 1月21日(火)～3月17日(月)までのお電話でのお問い合わせは、  
**平日の 午前10時 から 午前11時30分**  
**午後1時30分 から 午後4時30分**

の間でお願いいたします。  
 ※内容によっては電話で対応できない場合がございます。